

第1回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会 議事録

◆ 日 時 平成28年7月25日(月) 13:30～14:30

◆ 場 所 大分市役所議会棟 4階 全員協議会室

◆ 出席者

【委員】

奥田 憲昭 委員、宮町 良広 委員、藤田 敬治 委員、阿部 俊作 委員、
板場 奈美 委員、小原 美穂 委員、葛西 満里子 委員、廣瀬 惇子 委員、
鳥居 登貴子 委員、姫野 敏朗 委員、分藤 貴弘 委員、玉衛 隆見 委員、
伊藤 真由美 委員、江藤 郁 委員 (計14名)

【事務局】

企画部参事 増田 真由美、同部次長 西田 充男、
同部次長兼企画課長 永松 薫、企画課参事補 金子 明弘、同主任 松本 明子、
同主任 恵藤 淳矢、同主任 須浦 清隆

【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 開会
2. 委員長及び副委員長選出
3. 委員長、副委員長あいさつ
4. 議 事
 - (1)大分市まちづくり自治基本条例について
 - (2)大分市まちづくり自治基本条例の見直しについて
 - (3)大分市まちづくり自治基本条例の規定に基づく取組について
 - (4)市民アンケート(案)について
 - (5)その他

<第1回 検討委員会>

事務局	<p>会議に入ります前に、本日検討委員の皆様にお集まりいただくのは初めてでございますので、委員の皆さまをご紹介させていただきます。本日お手元に委員名簿をお配りしておりますので、ご参照ください。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>なお、大分市議会総務常任委員会副委員長の宮邊さま、大分市自治委員連絡協議会会長の荒金さま、につきましては、本日は欠席でございますので、お名前のみご紹介させていただきます。</p> <p>つづきまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>(事務局紹介)</p> <p>以上の職員で務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、「第1回 大分市まちづくり自治基本条例検討委員会」を開会いたします。</p> <p>まず、議事に先立ちまして、本委員会の委員長及び副委員長の選出を行いたいと存じます。検討委員会設置要綱第5条第1項において「委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。」となっております。16名の委員さんがおられますが、どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
各委員	<p>(「なし」の声)</p>
事務局	<p>いらっしゃらないようでありますので、事務局より腹案を提案させていただくということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(「はい」の声)</p>
事務局	<p>それでは、事務局案としまして、委員長に大分大学 名誉教授、日本文理大学 経営経済学部 教授 奥田 憲昭様、副委員長に大分市 民生委員児童委員連絡協議会 副会長の廣瀬 惇子様をそれぞれ推薦いたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>(「なし」の声)</p>
事務局	<p>それでは、奥田様、廣瀬様、委員長、副委員長として前のお席までお願いいたします。</p> <p>ここで奥田委員長よりごあいさつをいただきます。</p>
委員長	<p>(委員長あいさつ)</p>

事務局	<p>どうもありがとうございました。 続きまして、廣瀬副委員長よりごあいさつをいただきます。</p>
副委員長	<p>(副委員長あいさつ)</p>
事務局	<p>これより、議事に入らせていただきますが、検討委員会設置要綱第6条第1項において「委員長が委員会の議長となる」となっておりますことから、奥田委員長さんに進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。</p>
委員長	<p>それでは、議事に移ります。 まず、議事(1)の大分市まちづくり自治基本条例について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは大分市まちづくり自治基本条例について説明いたします。 お手元にお配りしております、資料1「大分市まちづくり自治基本条例について」と書かれた資料をご覧ください。 ここでは、大分市まちづくり自治基本条例の策定の目的やポイント、さらには全体の構成についてご説明いたします。 まず1ページ目の、大分市まちづくり自治基本条例についてですが、まちづくり自治基本条例は、市民、議会、行政が市民主体のまちづくりを進めるための基本的なルールを定めたものでございます。この条例の策定前までは、自治を進める際に「大分市をより良くするために、市民は何をすれば良いのか。議会、行政にはどういった役割があるのか。」といった「それぞれの役割」をきちんと定めた条例はありませんでした。 2の必要性、この条例ができた経緯についてでございますが、地方分権改革の進展や市民ニーズの多様化により、これまで以上に大分市の特性を生かした独自のまちづくりが求められるようになってきたことから、市民、議会、行政のそれぞれの役割や責務を明確にし、ルール化することで、3者で協働してまちづくりを進めていくこととしたところです。 2ページをお開きください。本条例のポイントについてでございます。 まず、「市民の幸せな暮らしの実現を目指すために、市民主体でまちづくりを行う」ことを自治の基本理念として掲げ、その下の基本原則として、「市民総参加の原則」「情報共有の原則」「協働の原則」の3つを据えております。 3ページをお開きください。市民、議会、行政の役割と責務を記載しております。 市民は、まちづくりに参画することができること、市政に関する情報について公開や提供を求めることができること、互いの権利を尊重することなどを謳っております。 議会は、住民の代表機関、本市の意思決定機関を担うこと、市民福祉の向上を図ることを基本とすることなどを謳っております。 そして行政は、事務の管理、執行、権限の適正な行使をすること、市民福祉の向上を図ること、全体の奉仕者として職務に従事することなどを謳っており</p>

ます。

以上のポイントを明文化したものが本市の自治基本条例であり、次の4ページのような構造になっております。

まず、前文では、この条例を制定する意義を市民が宣言する形で記載しております。

そして第1章として目的や言葉の定義を定めています。

第2章は、基本理念、基本原則であり、先程2ページの資料で説明させていただいた点を明文化しております。

第3章は、市民、議会、市長等の役割等について触れており、ここでは先程3ページの資料で説明させていただいた点を謳っております。

第4章から第6章までが、自治の仕組みとして、行政運営、市民参画等、まちづくりの推進という大きく3つの項目で分類しております。こちらについては、行政として市民主体のまちづくりを具現化するための方法や考え方について述べております。

そして最後に第32条ではこの条例が、本市の自治の最高規範であることを規定しております。

以上が条文全体の構成でございますが、条文そのものにつきましては、本日お手元にお配りの「みんなで進めるまちづくり」と書かれたパンフレットの7ページ以降に記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

委員長

ただ今、事務局より説明がございましたが、何かご質疑はございませんか。

各委員

(質疑なし)

委員長

ご質疑がないようでしたら、次に、議事(2)の大分市まちづくり自治基本条例の見直しについて、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、「大分市まちづくり自治基本条例の見直し」につきまして、「資料2」に沿って、ご説明いたします。

まず、**1. 見直しの根拠規定**についてであります。「大分市まちづくり自治基本条例」は、平成24年4月1日に施行され、条例の見直しにつきましては、条例の附則第2項におきまして、「市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聞いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。」とされております。

今年度末で、施行から5年が経過しますことから、条例の規定について検討を加えることとしております。

次に、**2. 検討体制等**をご覧ください。まず、庁内検討委員会つまり、行政内部において、条例の規定についての成果の検証等を行うこととしております。

その後、図の左側の庁外組織であります、皆様にご参画いただいております「大分市まちづくり自治基本条例検討委員会」を設置し、まずは本日、自治基本条例の概要についてご説明させていただき、後ほど、今後実施する予定のアンケート調査案についてご意見を頂戴したいと思います。その市民アンケート

	<p>を8～9月にかけて実施する予定としておりまして、そのアンケート結果、並びに先ほど申し上げました行政内部での検討結果を踏まえ、10月以降に皆様にご提示するなか、条例の規定の見直しの必要性につきまして幅広くご意見をいただきたいと考えており、その検討結果について、年内を目途に提言をまとめていただければと思っております。</p> <p>いただきました提言の内容を踏まえ、条例の見直し等の方針について決定してまいりたいと考えており、検討の結果、条例の改正が必要な場合は、改正案について図の⑤パブリックコメントによる意見募集を経て、⑥の3月議会での提案を予定しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>協議検討が10月から開始するとのことですが、何回ぐらい開催する予定でしょうか。</p>
事務局	<p>開催回数につきましてですが、概ね3回から4回程度に分けて開催できればと考えております。そのため、2～3週間に1回程度のかなりの開催頻度になることが予想されます。また今後の進め方につきましては委員の皆様方と相談しながら検討していきたいと思っております。</p>
委員長	<p>他にご質疑がないようでしたら、次に、議事（3）の大分市まちづくり自治基本条例の規定に基づく取組について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、「大分市まちづくり自治基本条例の規定に基づく取組」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>先程議事1では、条例の全体構成についてご説明いたしましたが、ここでは自治基本条例で謳う基本理念や基本原則を具現化するための取組を規定している第4章「行政運営」、第5章「市民参画等」、第6章「まちづくりの推進」の各規定に基づいて、行政としてどのような取組を進めているのかご説明したいと思います。</p> <p>それでは資料3をお開きください。</p> <p>まず、第11条は「総合計画の策定及び進行管理」についてでございます。昨年度から新たな総合計画の策定に向けて取り組んでまいりましたが、その過程においては、市民参画の検討委員会等を立ち上げ意見をいただくなか、先月「おおいた創造ビジョン2024」を決定したところでございます。また、毎年目標設定の進捗管理を行い市報等で公表しております。</p> <p>続きまして、第12条は「健全な財政運営」についてでございます。中期的な財政見通しのもと予算編成に当たる必要があることから、社会経済情勢や国の制度改正を踏まえながら、毎年10月に向こう5年間の財政収支見通しを試算し、公表し、それに基づいた財政運営に努めているところでございます。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>次に、第13条は「条例・規則等の適正な整備に努める政策法務」について</p>

でございます。本条例制定後、「大分市民のこころといのちを守る条例」や「大分市中小企業振興基本条例」などの本市独自の条例を制定したところであり、また国の法令の適正な解釈に基づいた本市独自の基準等を条例で定めているところでございます。

次に、第14条は「条例制定等の手続における市民意見の反映」についてでございます。条例の制定に当たっては、パブリックコメント手続の実施や検討委員会の開催などを通して広く市民から意見を聞き、それを反映させるよう取り組んでいるところでございます。

次に、第15条は「効率的・効果的な行政運営を図るための行政評価の実施」についてでございます。毎年度行政内部での評価、さらには市民参画の外部行政評価委員会での外部評価を行い、その評価結果を公表しております。また、その結果を踏まえ、次年度の予算編成等に反映させているところでございます。

次のページをお開きください。

次に、第16条は「行政手続の明確化」についてでございます。本市においては、本条例とは別に「大分市行政手続条例」を制定し、市が行う許可・認可等の行政処分、行政指導などについて規定し、その規定に基づいた手続を進めております。

次に、第17条は「市民への情報公開」についてでございます。「大分市情報公開条例」を別に定め、市が保有する公文書の公開に関する手続や情報の種類などについて規定するとともに、市報やホームページ等を活用し積極的な広報に努めているところでございます。

第18条は「個人情報の保護」についてでございます。本条例とは別に「大分市個人情報保護条例」を定めるなか、個人情報の適正な管理や利用制限についての研修や対策の実施に努めているところでございます。

次のページをお開きください。

次に、第19条は「市民の権利保護や苦情への対応」についてでございます。行政不服審査法による不服申し立てへの対応や市民からの意見、要望、苦情に対する対応、市民相談の実施などに取り組んでおります。

次に、第20条は「危機管理体制の整備」についてでございます。市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、自主防災組織の充実強化や災害時要支援者への支援体制の構築などに取り組むとともに、消防団や民生委員児童委員等との連携強化に努めているところでございます。

次に、第21条は「行政組織の編成」についてでございます。市民ニーズに対応した行政サービスの提供のため、適宜機構改革を実施しており、また、各種政策の推進に当たっては、プロジェクトチームを設置するなど、組織横断的な調整にも取り組んでいるところでございます。

ここまでの「行政運営」についてでございます。

次のページをお開きください。

第5章「市民参画等」についてでございます。

まず、第22条は「市民参画」についてです。市民がまちづくりに参画する機会の確保や参画する仕組みの整備に向けて取り組むこととしており、具体的には、NPO等の市民活動団体の支援などを進めるため、ホームページ上で人材のマッチングを進める「大分市人材バンク」の設置や支援したい活動団体へ

投票しその結果に応じて支援金が配分される「あなたが支える市民応援活動事業」などに取り組んでいます。

次に、第23条は「協働によるまちづくりの推進」についてでございます。自治会や企業単位でまちの美化活動に取り組んでいただく「きれいにしようえおおいた推進事業」や、地域の人材を活用して子どもたちにさまざまな体験活動を提供する「おおいたふれあい学びの広場推進事業」など各種取組を推進しております。

次に、第24条は「市民提案の市政への反映」についてでございます。市民の提言を市政に反映させるあなたのアイデア提案制度や、市長が各校区をまわって直接市民の皆様からご意見を伺うふれあい市長室などを実施しております。また、政策の立案や実施、評価の各段階の情報を市報やホームページ等で積極的に提供しているところです。

次のページをお開きください。

次に、第25条は「市民意見の聴取」についてでございます。この規定では、パブリックコメント手続の実施等を謳っており、実際に重要な政策の立案に当たっては当該手続の実施だけでなく、ワークショップ等を開催し、市民意見の聴取及びその意見の政策への反映に努めているところでございます。

次に、第26条は「住民投票」についてです。本市においては、これまで住民投票を実施しておりませんが、実施した場合には結果を尊重しなければならないことを規定しています。

次のページをお開きください。

次に、第27条は「審議会や懇話会の設置」についてでございます。審議会や検討委員会を設置し、さらに公募市民を積極的に選任するよう努めているところでございます。

ここまですが「市民参画等」についてでございます。

次に第6章「まちづくりの推進」についてです。

まず、第28条は「都市内分権」についてでございます。地域における自主的かつ自立的な活動を支援するため、いくつかの補助金を一括して交付する「地域づくり交付金モデル事業」を条例施行後の平成25年より実施しているところでございます。

次のページをお開きください。

次に、第29条は「地域コミュニティ」についてでございます。自治会単位で実施するご近所の底力事業や、校区単位で実施する地域まちづくり活性化事業の実施、さらには地域コミュニティの活動の場である公民館等の整備や運営への支援を通じ、地域コミュニティの活性化に取り組んでいるところでございます。

次に、第30条は「国、県、他の地方公共団体、さらには海外の行政機関等との連携」についてでございます。大学や周辺市町との連携、姉妹都市との国際交流の実施などに取り組んでおります。

次に、第31条は「多様な文化の尊重」についてでございます。人権教育・啓発の推進や国際理解教育に取り組むことで、多様な文化や価値観を理解、尊重し、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられるよう、環境整備に努めているところです。

	<p>以上が、第11条から第31条までの規定に基づく取組についてでございます。</p> <p>本日はあくまで各規定に基づく取組についての紹介でございますが、次回以降の会議におきましては、これらの取組を評価し、さらにその評価に基づく規定の見直しの必要性についても市としての考えをお示しするなかで、委員の皆様よりご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>地域づくり交付金モデル事業についてですが、次回以降に議論していくことになるかと思いますが、これまでの取組と今後の流れについて教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>地域づくり交付金モデル事業につきましては、平成25年より実施をしております。事業内容ですが、これまでご近所の底力再生事業のように自治会単位で交付している補助金や地域まちづくり活性化事業のように校区等の単位で交付している補助金など、各地域に交付している補助金がございます。それらの補助金を、おおむね小学校区単位でまちづくり組織を結成していただきました校区に一括して交付し、その用途や配分については自由に決定して使っていただくこととしております。</p> <p>こちらの制度は現在モデル事業として、毎年制度を見直しながら進めておりますが、今後全校区に広げていけるよう、市内部でも検討を進めておりますし、現在取り組んでいる校区にも課題等を伺うなか検討を進めて参ります。</p>
委員	<p>校区単位での設置とのことですが、保護者などとしていつも思うことは、自治会等におろすことは悪いということではないのですが、お金があるから何かしなければいけないということで、いつも子どもたちを巻き込んで行くものですから、学校行事等にさらに地域の行事が増えすぎて、学校の先生や保護者としては数が増えすぎて困っているという現状もあることから、本当にしなければならない事業なのかどうかという判断はどのようにされているのか。予算があるから自治会等におろしていかなければならないという、そういう現場の状況を生むので、そのような状況についての現場の声も吸い上げて、一括交付できるような仕組みにならないかなと思います。</p>
事務局	<p>今いただきました意見については、現在実施している協議会などからもいただいているところではございますが、逆にこれまで自治会単位では有効に使えていなかった補助金を、今回校区単位で協議会を設置していただくことで、それを構成する団体間の横のつながりができて、有効活用につなげていけているという声があがっているのも事実でございます。それらのメリットデメリットの声を十分に検証するなかで事業内容を検討していきたいと思っております。</p> <p>しかし、こちらから、「この予算を交付するので必ず使って何かしてください」</p>

	<p>というよりも、各地域の自主性を尊重しながら、私ども行政も入りながら一緒に制度を作り上げていくというような制度設計にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>パブリックコメントやホームページ等を活用しながらまちづくりを進めているのだなと感じましたが、パブリックコメントなどにしても本当に市民から多くの声が出るのかなと思います。また、今お話しがあった交付金についても、それを活用して防災活動などが行われていますが、この制度が全校区に及ぶのは容易ではないと思います。</p> <p>今後この会議では皆さんの意見を多く聞き、検討を進めていかなければいけないと感じるし、かなりこの検討委員会は重要な役割を担う。がんばって検討していかなければならないと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>まちづくり協議会については今後検討を進めていきますが、全校区に広げていけるような制度設計にしていかなければならないと感じていますし、皆様からも多くの意見をいただきながら検討を進めていければと思っております。</p> <p>この検討委員会の役割ですが、このまちづくり自治基本条例の条文の規定について検討を進めていくこととしておりますが、まずこの規定の考え方がどうなのかを検討していただきたいと思っております。この規定に基づく取組についての意見もいただきたいのですが、まずは規定の考え方そのものがどうなのか、意見をいただければと思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>先程3～4回程度に分けて開催するとのことですが、どのように進めていくのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>あくまで事務局内部の考えでございますが、先程説明しました4章から6章までが、行政が主に取り組むことでございますので、このあたりを中心に、例えば今日は第何章をしましょう、次は第何章をしましょうという風に分けて検討していきたいと思っております。協議検討に当たっては、条文そのものと条文に基づく取組、またその成果も併せてお示しするなかで、そこからまた条文を見返した時に、条文そのものの見直しが必要なのか、それとも必要ないのかを議論いただき、最終的には提言という形でまとめていただきたいと思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>先程委員の皆さまからいただきました意見につきましては、また今後の議論の参考にしていただければと思っておりますし、条文そのものの検討に当たっての具体的な取組も把握するなかで進めていければと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>よろしいですか。第5章市民参画等、協働、そしてまちづくりの推進ですが、この分について、私は自治会の世話をしておりますが、なかなか住民の皆さんが活動に参加してこない。高齢化でなかなか参加できないという理由もありますが、全く無関心という問題もあります。だから地域に住んでいる者が地域の文化活動、その他諸々の活動にまちづくりという言葉を使って頑張ろうとするわけです。だからそういったところにひとつ視点を当てて、何とかして頂きた</p>

	<p>いという思いを私は強く持っています。そういう意味で、市民参画は決して十分ではない。条例の文言は出来ているのだけでも、それをどう上手く実行あるものにしていくかという点にぜひ知恵を絞って頂きたいと感じております。</p>
<p>委員</p>	<p>資料の2ページの1番下のところに、市民参画の外部行政評価委員会で評価結果を報告、公表しているとありますが、これまでの既存の事業に関して、もう評価等しているのであれば、特に今日ご意見が出た第5章、6章に関するあたりのところをぜひご提示頂ければというふうに思っております。</p> <p>それと、地域づくりの組織というのは、従来ですと例えば町内会とかPTAとかそういう団体の方が多く参画して頂いて、あと各種業界団体等もあろうかと思えますけれども、そうした方々が今まで日本の地域づくりを支えてきたと思うのですけれども、一方で最近では、自らやりたいというNPO法人とかの組織でやっておられる方もかなり多くなってきております。今回そうした後者の方の、例えばボランティア団体ですとか、NPOとかそういったような活動をされている方の意見を伺うといったようなことはできませんでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>NPO団体ということですと、本検討委員会には葛西さまに参画いただいておりますし、地域団体以外で申しますと商工会議所や建築士会さんからもご参画いただいておりますので、今後ご意見等を伺えればと思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>具体的な議論に入りましたら、葛西さんをはじめ皆さま、よろしくお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>私は先ほど申し上げましたように、この大分市まちづくり自治基本条例の策定の中から携わらせていただきまして、今この条例を見ながら策定当時のことを何か懐かしい思いで振り返っているところで、この条例を作る際はもう大変な時間と労力を費やしました。それが今度市の方でどういうふうにそれが実際に活用されてきて、どういうふうな広がりをもってきたのか、そしてまたこの5年経ったときに皆さん方のご意見をどういうふうにまた受け入れられるかということで、とても楽しみに参加させて頂いております。そういう意味で皆さんの策定のときの苦労を思い出しながら、今後皆さんのご意見が伺えるといいなと思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、また具体的な議論において、そのような観点のご意見を頂ければと思います。</p> <p>ちょっと私の方からよろしいでしょうか。今日議会からも議員さんに来て頂いているのですが、議会でも自治について具体的な問題を取り上げていただいているわけですね。そういう議会でも市民代表として色々議論をされているものと、ここの自治についての議論、基本条例に関する議論との関係は、どのように考えればよいのでしょうか。組織としての区別というのか、どういう違いがありますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日お配りのパンフレットの5ページをご覧頂ければと思います。これから</p>

議論頂くまちづくり自治基本条例につきましては、こちらに記載のとおり、市民、議会、市役所、すべて3者の役割であるとか、責務等を謳っております。またその中で議会につきましては、議会基本条例というのを制定しております。またまちづくり自治基本条例の条文でいきますと、この同じパンフレットの8ページの1番下、第2節議会と書かれた第7条ですが、こちらに議会の役割等を書いております。しかし実際には第7条第4項に、この「議会における活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項については別に条例で定める」と定められておまして、この議会の役割等具体的なところにつきましては、議会の方で議会基本条例というのを定めて頂いております。なので、広くはこの自治基本条例で議会の役割等も記載しているのですが、具体的には議会のほうは議会基本条例の中でまた別に、具体的に謳っているところがございます。そのように分けております。

委員長

ありがとうございました。基本的には基本条例の中の第3章、市民、議会及び市長等の役割等で、これに基づいて進めていけばいいということですね。

委員

市議会だよりを見て、このように取り組んでいただいているのだと分かったのですが、議員さんに頼むにも、私の住むところには議員さんがおられないのです。だから今は行政に頼るしかないという状況であります。ですが、議会もまちづくりの大切な役割を担っております。ですので、議会と地域との関係も勉強しなければならないなと思いました。そしてまちづくりにそういったことが生かされるよう、それを広く市民が分かるように、市報だとかホームページなどで大いに宣伝してもらいたいと思います。ただ高齢者にはホームページはちょっと難しいなというところもあります。以上です。

委員

今議会の話が出ておりますので、私の方からちょっと説明をさせていただきますと、まずご存知のとおり、市長と私共の議会とは二代表制という形で、どちらも市民の皆さん方から選択されております。ただ、議会の場合はいわゆる予算権それから人事権等はないわけでごしまして、ということは、皆さん方から色んな頂いた意見というものを私共はまた議員として、あるいは議会として受け止めながら、その部分を逆にもっと行政に対して物申していくという立場でもありますし、当然出された議案についての審議というものはやっていくというのが今の議会の状況でございます。

そういった中で、先ほどから出ていますように議会基本条例というものを私共議会も独自に作らせて頂いて、全国の中でも大分市議会はわりと早めに作らせて頂いたのですが、その具体的な取組として、今、年に1回市民の皆さん方の意見を聞く市民意見交換会というものを議会としてやらせて頂いております。今年も8月後半から各校区ごとに、それぞれ、私共議員が出向いて行き、その中で、市民の皆さん方に来て頂いて色んなご意見を頂き、その意見について議会の内部で審議をさせて頂きながら、この内容については執行部に対して意見を出していこう、という具合に、毎年毎年出た意見について議論を重ねながらまた執行部へ提案をさせて頂くというのが今の状況でございます。議会としての役目というのは、行政と同じような形で今提案をさせて頂いていると考

<p>委員長</p>	<p>えております。現状はそういう状況でございます。</p> <p>ありがとうございます。市長と議会の役割とは違うのですが、ここの第3章で市民、議会、市長等の役割を分けて記載頂いているということです。</p> <p>他にご意見等はないでしょうか。ご質疑がないようでしたら、次に、議事（4）の市民アンケート（案）について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、「市民アンケート（案）」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>まず、先程ご説明いたしました「資料2 大分市まちづくり自治基本条例の見直しについて」をご覧ください。</p> <p>こちらの枠囲みで市民と記載しておりますところの「②アンケート」に当たる部分ですが、今後自治基本条例の見直しについて検討を進めていくに当たっての基礎資料として実施したいと考えております。このアンケートを8月から9月にかけて実施し、その結果を、10月以降のこの検討委員会でお示しするなかで、規定についての見直しの必要性等をご議論いただきたいと思います。</p> <p>それでは、アンケート（案）の内容につきまして、ご説明いたします。</p> <p>「資料4 大分市まちづくり自治基本条例意識調査（案）」と書かれた資料をご覧ください。</p> <p>まず1ページ目では、「調査協力へのお願い」としまして、この調査の実施の目的を記載しております。また、中段の波線を引いているところでございますが、今回の調査は市民4,000人を対象に実施したいと考えており、下段の回答期限につきましては現在空欄にしておりますが、発送から約3週間をめどに設定したいと考えております。</p> <p>次の2ページをお開きください。ここでは、回答いただく方の性別や年齢、職業、さらには大分市の居住年数や世帯情報、お住まいの地区などの基礎情報を伺うこととしております。</p> <p>次に、3ページをお開きください。ここからがアンケート調査の内容そのものになっております。</p> <p>まず、全体の大きな構成についてご説明いたします。お手数ですが、議事1でご説明いたしました「資料1 大分市まちづくり自治基本条例について」の4ページも併せてご覧ください。条例全体の構造図を示したところでございます。</p> <p>アンケートの3ページは、まちづくり自治基本条例そのものの認知度や、この条例に基づくまちづくりへの総括的な評価を、そして4ページでは、この条例の理念の具現化に向けて、行政としてどのような取組を進めていくべきなのか、つまり資料1の条例の構造で言いますと、主には中段の第4章、行政運営について、聞いているところです。</p> <p>次にアンケートの5ページでは、資料1の条例構造図の第5章「市民参画等」に当たる部分ですが、市政への市民参加について聞いております。</p> <p>次の、アンケートの6ページ、7ページでは資料1の条例構造図の第6章「まちづくりの推進」に当たる部分ですが、身近な地域のまちづくりについて尋ねています。</p> <p>このように大きくは条例の構造図に従った問いの設定としたところです。</p>

それでは、もう少し詳細に、各質問項目についてご説明いたしますので、お手数ですが再びアンケートの3ページへお戻りください。

まず一番上のリード文ですが、大分市まちづくり自治基本条例について紹介をしたうえで、問1-1としてこの条例を市民が知っているかどうかを尋ねています。そして、「知っている」や「聞いたことがある」方については、問1-2で知った経緯について尋ねています。

次に問2ですが、市民主体のまちづくり、協働のまちづくりがどの程度進んでいると感じているかを問うものです。この条例に基づくまちづくりが進んでいるのか否か、市民の感覚としてどのように感じられているかを把握するための問いです。

次に4ページをお開きください。問3ですが、この自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりを進めていくためには、行政としてどのような取組を進めていく必要があるのかを尋ねています。選択肢として、1は市民理解の促進、2は機会の提供、3は情報共有、4は財政支援を設けています。

次に5ページをお開きください。ここからは市政への市民参加についてでございます。条文では、通常「市民参画」という言い回しを用いており、厳密には「参加」と「参画」とでは言葉の定義が若干異なるものの、このアンケートでは市民になじみのある「参加」という表現で統一しております。

上段の枠囲みのリード文では、市政への参加手法をいくつか例示し、市民が市政への参加をイメージしやすいように心がけたところがございます。

まず、問4では、市民の市政への関心度を尋ねています。

そのうえで、問5では、市民が市政に参加しやすくするためには、行政としてどのような取組を進めていくべきなのかを尋ねています。選択肢として、1は参加の機会に関する情報提供を、2は参加しやすい機会の創出を、3は参加による効果を実感できるようにすることを、4はリード文にあるような参加手法の紹介を進めることを、それぞれ設けています。

次に6ページをお開きください。ここでは、身近な地域のまちづくりへの参加について尋ねています。

上段の枠囲み部分にありますリード文では、身近な地域のまちづくりの事例を紹介しております。

そのうえで、まず問6では、地域での困りごとなどへの関わり方について伺うものです。おもに周囲の人や団体に相談するのか、もしくは行政や議会に相談するのか、特に何もしないのかなどを選択肢として設けています。

次に問7では、これまで参加したことがある地域のまちづくり活動について尋ねています。まちの美化に係る活動や安全・安心に係る取組、ボランティア活動などの選択肢を設定しており、ここではあてはまるものすべてを選択していただくこととしております。

次の7ページに移りますが、問8では、このような地域でのまちづくりを進めていくうえで必要な取組について伺っております。選択肢として、主に情報提供に係るもの、活動調整をしてくれる機関の設置に係るもの、活動の場に係るもの、機会の提供に係るものなどを設定しております。

そして最後に、自由記述欄を設け、質問全般についての意見等をお受けすることとしております。

	<p>アンケート項目案については以上でございますが、このアンケートを通して、自治基本条例に基づく取組がどれだけ進んできたのか、この条例の理念の具現化に向けてどのような取組が必要なのかを把握し、これまでの取組の検証や今後の方向性の検討の材料にしたいと考えております。</p> <p>本日は委員の皆様から、「こういう観点の質問を追加した方がいいのではないか」や、「こういう選択肢も準備しておいた方が市民は答えやすいのではないか」などのご意見をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>今回のアンケートもそうなのですが、主旨は分かりますが、市として何をしたいのか、まちづくりを通して大分市をどうしたいのかというのが、少し理解ができていないのか、発信していないのかというところがあると思われます。そのような状況のなかこのアンケートを実施しても、じゃあどうなるのかと感じられる点もあります。そのため、この条例の位置づけというか、この条例ができてからこうなのだということがはっきり分かると、このアンケートの内容も変わってくるのではないかなというふうに思った次第でございます。</p>
事務局	<p>恐らく、市民の皆さんにいきなりこのアンケート用紙が届いてもなかなか「そもそも大分市まちづくり自治基本条例って何」というふうになってしまうと私も思っておりますので、例えば今回皆さんにお配りしているパンフレットであるとか、もう少しこの条例そのものや、作られた目的等を併せて提示し、こういう主旨で策定をし、また今回見直しについても、このような形で皆さん方からご意見をいただきたいというところを明らかにするよう工夫をしたいと思っております。ありがとうございます。</p>
委員	<p>例えば、今学校現場では、もうゲームセンターには親がいても行ってはだめですということを推進しようするような動きがある中で、例えばこの条例がこうなっているから実はそれは違うじゃないのというようなことで踏み込んでいける条例なのかどうかを知りたいということです。</p>
事務局	<p>はい、今具体的なお意見も色々出たのですが、条例の条文の仕組みまたは中身についても、冒頭にお話をしましたようにやはり市民のニーズであるとか、たとえば昔と今とで教育の方針が違うというようなこととか、そういった部分も含めつつ、条例の条文そのもののあり方なんかもやはり検討していかないといけないなと思っております。ですので、一番いいのはそういった状況が反映された状況になるのがやはり一番よろしいかと思っておりますので、この検討委員会の中でそういったかたちのご意見を頂けると、こちらもそれをまた参考にしながら条文を変えるかどうかの検討をしていきたいと思っております。</p>
委員	<p>なかなかこのアンケートは難しいなと思っております。単純に事務的なミスがあるのは、2ページの5のところ、子どもの人数を尋ねる選択肢がまだ出</p>

来ていないのは気がついたところです。

あとは、選択肢が結構長めに用意してあるので、恐らく読む方は選択するまでかなり困ると思います。それで、たぶん問3ぐらいまでは選択肢を読むのですけど、問5あたりから長いなと感じだして、問6、問7、問8ぐらいになると、もう飛ばそうというような感じになるかなという気がちょっとしますので、そのあたりが工夫の余地があらうかと思います。

また、恐らく質問に主語が特に書いていないので、読んでいる方としては「行政が」という主語が入っているなと推測し、ですから市役所に頼みたいことを聞いているのかなというふうな印象を受けます。そのような意図であれば全然構わないのですが、もしそうでないなら、このままだとアンケートをもらった人は市への要望書だと、市政アンケートだなというふうな感じでとってしまうのではないかなという感じがします。

それと問7は、これなかなか難しい。まちづくり活動ってどんなのがあるのって言われたときに、たぶんこのアンケート案を作られるときにご苦労なさったと思うのですが、ゴミのマナーの順守、これもまちづくり活動、まあ確かにそうでしょうけれども、例えば積極的にボランティア団体を組織している方、もしくは町内会活動に積極的に中心になって活動しているメンバーの方にとっては、これはちょっとレベルが違う、というふうな印象を持たれる方も出るのかなという感じが致しました。だからと言って私も、じゃあどうすればいいかという回答はすぐ用意できないから申し訳ないのですけれども、そんな印象を得ました。

それと、回答数が微妙に変わるのですよね。1つだけのところもあれば、2つだけとか、3つまでとかすべて選べとか、たぶんこれはアンケート作者の意図だと思いますが、ただ答える方としては、毎回その答える数が違うので、なかなか難しいと感じました。

そして最後の8ページがいちばん書いて頂きたいところだとは思いますが、これはなかなか難しい。ここを書く人は両手いけばいいかな、というぐらいの感じですので、だからここにどうやって誘導するかというのはこれもなかなか頭の痛いところだと思います。これもすいませんが、じゃあこうしてくださいという回答がないので、そのような印象を得たということです。

事務局

まだ発送まで若干お時間ありますので、今頂きましたご意見踏まえまして、お答えする方が分かりやすいように修正をしていきたいと思えます。

委員

よろしいでしょうか。まちづくり自治基本条例が出来て5年経って、私たちは策定の時から関わっているからこの条例の言わんとする意図が分かるのですが、やはり今日初めてこの条例を聞いた方たちにとっては、この条例が何を求めようとしているのかということがまだ何となく掴めていないのかなと思われまます。ここにいる方たちでさえそうであったら、一般市民の方たちはこれを出されても何なのだろうかと、条例自体を見たことないという人が多いのではないかと、本当は何年か前に出しているのですが、けども、やはり5年も経つと、この条例に頭が行っている人っていうのはほぼいないのではないかと思われまます。そうなると、急にこういったアンケートを出されてもきつもらっ

	<p>た方は困るだろうなと思うのです。ですので、このアンケートの内容をもう少し分かりやすく見直して頂くこともひとつですが、このアンケートと連動したような簡単で分かりやすいダイジェスト版のような資料と一緒に付けて出されたら、もう少し答えやすいのかなと思いました。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。私どももなかなか周知不足という部分は否めないところもありますので、今回実はアンケートの実施に当たって、パンフレットもつけつつ、設問にもリード文で若干説明を加えながら作成したところなのですが、やはり今皆さまから頂きました分かりやすい工夫という点はぜひ参考にさせて頂きながら、修正を加えてみたいと思います。</p>
委員	<p>そもそも、まちづくりとはどういうものなのかというところが分からないと、このアンケートを出されても困るのかなと思ったのです。先ほどご意見がありましたように、問7の選択肢にある「ゴミの分別」という、ある意味ご近所づきあいの延長のようなところまでもまちづくりというのか、それともNPO法人など、より濃い活動をまちづくりというのか、そういう「まちづくりってどういうことなのか」ということが分からないと、アンケートを出された人も答えるのは難しいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>こちらの問7を作る時に、色々選択肢をどうしようかなということで悩んだところなのですが、まちづくりへの関わり方というのはどうしても一人ひとり異なっており、今委員さんおっしゃられたように、バリバリ団体に入って活動されている方もいらっしゃるれば、この選択肢のようにごみ出しの活動をされている方など、色々な関わり方の濃淡というのがあると思いましたので、考えられる項目を色々載せて、どなたでも回答出来るよう設定したところなのです。今委員さんから指摘いただきましたまちづくりそのものの定義なんかもきちんと確認をしながら、この設問についても考えていきたいと思っています。ありがとうございます。</p>
委員長	<p>はい。他にございますか。</p>
委員	<p>問6の選択肢を一つだけにした理由は何かございますでしょうか。問6の回答は複数考えられる方も多いと思うのですが、これは恐らく意図があるのではないかなと思ったのです。</p>
事務局	<p>はい、こちらの選択肢を見て頂けると分かりますように、実は地域の中で相談、解決するパターンと、行政に相談するパターン、そして何もしないという、大きく分けると3つに分かれるのです。選択肢は多いのですが、分類的には大きくは3つなので、たくさん選んでもらうというよりは最優先部分を知りたかったというのが意図したところでございます。</p>
委員	<p>お年寄りには町内会あるいは民生委員・児童委員にだいたいみな相談すると思いますね。</p>

委員長	何が起こったかという内容によって色々の違いが出てくるのではないですかね。
事務局	起こり得る問題の大小もあると思うのですが、こちらの設問にもありますように、身の回りの困りごとというレベルでどこに相談するのかという部分をここでは問いたかったものです。またその辺のニュアンスが伝わりやすいように設問等を検討していきたいと思います。
委員長	質問の中身をもう少し具体化した方がよいかと思います。他にございますか。
委員	この意識調査の配布の仕方はどのようにされるのですか。無作為で4千人に調査票を送るのですか。
事務局	そうです、郵送する予定です。
委員長	だいたいどれくらい返ってくる予想でしょうか。
事務局	私ども行政で行っている一般的アンケート調査ですと、よくて4割程度、今色々ご意見頂いているように、なかなか市民にとってなじみがないもの、難しいものについては、やはりだいぶ下がってきますので、3割前後返ってくればなところですよ。また他都市で行っている同様の調査では、もっとそれより低い都市もあるようにございます。
委員長	私らもちょっと分からないのですが、まあ1,000件以上は欲しいですよ。ただ、自治というテーマにどれぐらいの方が関心を持ってもらえるのかなという問題もありますので、通常のアンケートよりもちょっと回収率が低くなる可能性があると思うのですが、やってみないとちょっと何とも分かりませんね。 他にご意見等はございませんでしょうか。
委員	あとはそれを活かして皆さんでしっかりと議論していくしかないのではないですかね。アンケートはこうこうこうであったということ。
委員	一つだけよろしいですか。内容についてですが、先日ポケモンGOというゲームが出て以降、至るところで歩きながらやっている様子が見受けられていますが、この辺りの問いを取り上げることを少し考えて頂ければと思います。
事務局	今若者を中心に多くの方がやられているようでありますが教育委員会など関係する部署に伝えながら対応を検討していきたいと思っています。
委員長	やっぱり教育委員会が一番近いと思います。大学でも、学生は一応歩道の上

	<p>を歩いていますけど、全然前を向いていなくて危ないですものね。他にはどうでしょうか。</p>
委員	<p>すいません。アンケートの回収率が大変気になるところなのですが、自分もアンケートされた側になって少し今チェックしてみましたけど、大変答えるのが難しいですね。ですので、例えば、私共関係団体の代表の方で知っている方がたくさんいらっしゃいますので、そういう団体に50ずつとか100ずつとかご意見聞くというのはどうなのでしょう。</p>
事務局	<p>はい。ありがとうございます。一応このアンケートにつきましては無作為抽出で実施をするとともに、今頂いた団体の関係の方々にもお伺いできるかどうか考えていきたいと思えます。</p>
委員	<p>無記名で返ってきますから、集計の時に混ぜてしまうと正確な集計が難しくなります。調査票の色を変えてしまうという手はあるかもしれませんが、やはりこのアンケートの目的次第ですので、そこをよくご検討いただいた方がよいかと思えます。</p>
委員長	<p>団体と言った場合にここへ出席されている委員さんに関係する団体だけにしますか。</p>
事務局	<p>こちらにいらっしゃる団体の皆さんは是非、となるかもしれませんが、その点につきましても今後検討していきたいと思えます。</p>
委員長	<p>せっきくの調査ですからできるだけ回収率をあげる努力が必要かと思えます。</p> <p>他にございませんでしょうか。ご質疑がないようでしたら、次に、議事（5）のその他について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「その他」としまして、今後の進め方についてご説明いたします。</p> <p>再度、議事2で使用しました、「資料2 大分市まちづくり自治基本条例の見直しについて」と書かれた資料の「検討体制」の部分をご覧ください。</p> <p>本日の検討委員会は、主に、大分市まちづくり自治基本条例そのものの紹介が中心でした。今後は本日ご議論いただいた市民アンケートを、実施、集計し、その結果を踏まえ、10月以降に皆様に本格的に議論していただきたいと考えております。10月からの議論に当たっては、今説明いたしましたアンケート結果も踏まえ、行政内部で各規定に基づく取組の評価を実施し、その評価結果に基づく条例の見直しの必要性についての検討結果をまとめたうえで、皆様にお示ししたいと思います。会議につきましては、1回当たり2時間程度を予定しており、条文の構成ごとに何回かに分けて開催する必要があると考えております。そして、最終的にはその議論の結果を提言という形でまとめていただきたいと思えますので、10月から12月にかけては数週間に1回程度の開催頻度になると想定しております。委員の皆様におかれましては、お忙しいと</p>

	<p>ころ大変恐縮ではございますが、何卒ご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、10月以降の会議の開催に当たり、日程調整の参考とさせていただくため、あらかじめ委員皆様方のご都合の悪い曜日や時間帯等を把握したいと考えております。その点につきましては、後日改めて皆様方にお伺いさせていただきたいと考えておりますので、その際はご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>今後の進め方につきましてはの説明は、以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見等ございますでしょうか。ご質問がないようでしたら、以上をもちまして、第1回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を終了いたします。事務局にお返しします。</p>
<p>事務局</p>	<p>奥田委員長さん、どうもありがとうございました。委員の皆様におかれましても、ご多忙のところ大変ありがとうございました。</p> <p>次回につきましては、先程担当よりご説明させていただきました通り、市民アンケート結果が出ました10月上旬を予定しております。日程につきましては改めてご相談させていただきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。</p>